# 「令和2年 11月 定例会]

# ■学校給食の維持と公会計化について

◆18番(小池智明 議員) お許しをいただきましたので、私は、通告してあります学校給食の維持と公会計化について質問いたします。

新聞各社の報道によれば、市内の小中学校の学校給食に米飯とパンを提供している主食製造業者が今年度末で学校給食事業から撤退することが明らかになりました。こうした中、今定例会には、富士市PTA連絡協議会より学校給食の安定供給に関する陳情が提出されるなど、保護者をはじめとする多くの市民が今後の動向を心配しています。平成24年に第7回地産地消優良活動表彰で農林水産大臣賞を受賞するなど、地産地消をテーマに、手作り、出来たての給食を提供している富士市型自校方式の学校給食が大きな危機に直面していると感じます。

一方、本年9月定例会で藤田哲哉議員が一般質問で学校給食の公会計化についてを取り上げ、学校給食の公会計化は、経理管理体制の強化や教職員の働き方改革という観点からも早急に取り組むべきと考えるがいかがかとの質問を行いました。これに対し、教育長は、公会計化に向けては、徴収等の業務システムの構築や、その管理に必要な人員の配置、学校徴収金の整理などの課題がありますが、保護者、学校、市それぞれにメリットがある方式として、導入に向けて検討を進めたいと答弁され、さらに公会計化導入の時期を令和5年度から予定しているとされました。

こうした中、以下、質問いたします。

- (1)主食製造業者の撤退に関しては、新型コロナウイルス感染症による学校臨時休校に伴う納入中止等の際に、各種対応をめぐり関係機関との課題が顕在化した等の背景があるとのことだが、市としてはどう対応してきたのでしょうか。また、課題を含め、その対応をどう評価するでしょうか。
- (2)来年度からの主食の納入をどう確保していく考えでしょうか。また、 その見通しはいかがでしょうか。
- (3)現在、主食納入に関する直接の契約先は静岡県学校給食会とのことですが、県学校給食会を契約先として選定している理由、契約条件はどうなっているでしょうか。
- (4) 平成 27 年度静岡県行財政改革推進委員会意見書、静岡県学校給食ガイドラインでは、大半の学校等が給食の主食について県学校給食会から購入しているが、価格等比較検討されておらず、競争原理が働いていない。よって、規格、数量を複数の事業者に提示し、価格等比較検討し、納入業者を決定すべきとしているが、本市はどう判断し、どう対応してきたのでしょうか。
- (5)公会計化導入に当たっては、その目的として徴収・管理業務の透明 化・効率化、教員の業務負担の軽減等が挙げられますが、それに加え、給食の

原価構成を見える化し、それが真に適正であるかを検討することにより、学校 給食そのものの在り方を考える基礎データを明確にすることにあると考えます が、いかがでしょうか。

- (6)上記の原価構成を見える化するためには、公会計化に合わせ、学校給 食特別会計を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。
- (7)業務システム構築等の関係から、公会計化の導入は令和5年度からとのことですが、その検討作業と並行し、フルコストの明細を明示した上で、今後の学校給食の在り方について、富士市学校給食運営審議会等の場で早急に抜本的な検討、例えば主食の調達方法、調達先、自校方式にこだわらない親子方式、兄弟方式も含めた給食提供等を開始すべきではないでしょうか。
- (8) また同様に、子育て支援の観点から、学校給食費——これはイコール食材費ですが——の在り方について、値上げ凍結、あるいは一部無償化、例えば第2子以降は市による半額助成等を検討する考えはないでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

〇議長(一条義浩 議員) 教育長。

〔教育長 森田嘉幸君 登壇〕

◎教育長(森田嘉幸 君) 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校給食の維持と公会計化についてのうち、主食製造業者の撤退に関して、小中学校の臨時休校に伴う関係機関との課題に対し、市としてどう対応したか。また、課題を含め、その対応をどう評価するかについてでありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本市における小中学校の臨時休校は、国の要請に基づき実施された本年3月3日以降、国の緊急事態宣言などにより、5月31日までの長期に及びました。この間、給食が停止されることになり、給食事業者の皆様に多大な御負担をおかけすることとなりました。このため、教育委員会としては、補助金交付等の支援対策を取ってまいりましたが、その過程において幾つかの課題があったものと認識しております。

課題の1つ目といたしましては、給食事業者支援事業補助金に係る対応であります。この補助金につきましては、交付内容について国の確認に時間を要したため、主食製造事業者へ不安を与えてしまったと認識しております。また、この補助金の手続等は県学校給食会を通して行っていたことから、直接主食製造事業者とのやり取りは発生しなかったため、事業者とのコミュニケーション不足にもつながったと考えております。

課題の2つ目といたしましては、衛生管理改善補助金に係る対応であります。この補助金につきましては、当初、交付に係る解釈を誤ったため、支援が遅れてしまい、不信感を抱かせてしまったものと認識しております。

課題の3つ目といたしましては、臨時休校に伴う給食の停止についての事業者への連絡に係る対応であります。臨時休校における対応につきましては、休校の突然の延長や、それに伴う学校の再開のめどもなかなか立たないなど、事

業者への停止や再開の連絡が迅速に行うことがかなわず、事業者に多大な不安 や御迷惑をおかけすることになりました。

いずれにしましても、事業者の切実な状況を考えますと、事業者の立場に立ったきめ細やかな対応が不足していたことや、事業者に対して積極的なコミュニケーションが不足していたことを申し訳なく思っております。

次に、来年度からの主食の納入をどう確保していくのか、見通しはいかがかについてでありますが、本年度末で主食を提供する事業者が撤退するという事態に対しまして、教育委員会は、来年度4月以降の主食が安定供給できるようにするため、県学校給食会へ確実に後任事業者が選定されるよう要望するとともに、市内事業者の情報を提供する等、対応について協議してまいりました。このような状況におきまして、11月17日の協議の中で、県学校給食会から、市内小中学校への主食の提供については滞りなく賄える見込みであるとの報告を受けております。今後、教育委員会といたしましては、主食である米飯及びパンが安定して児童生徒に供給できるよう、選定される事業者の供給規模に応じて各学校の給食献立を調整するなど、県学校給食会と適切に連携してまいります。

次に、現在、主食納入に関する直接の契約先は県学校給食会であるが、契約 先として選定している理由、また契約条件はどうなっているかについてであり ますが、米飯、パン、麺の主食につきましては、約2万人に年間 180 回を確実 に供給し、安定的に供給できる事業者の選定が必要であります。県学校給食会 は、米や小麦等の材料を一括して大量に購入し、県内の加工工場に提供してお り、確実に供給できる体制を整えております。また、農薬使用等の安全を確認 する検査を専門機関で実施していること、加工工場の選定について独自の衛生 管理基準を持ち、衛生管理機関の実施検査を行うなど、安全性の確認が行われ ております。さらに、加工工場に支障が生じた際には、代替工場を迅速に手配 できることから、緊急対応が可能であります。このように、主食が安定して提 供できること、安全性の確認ができていること、また、年間契約で価格が安定 し、一定以上の品質が確保されることなどが選定の理由であります。契約の条 件といたしましては、各学校単位での発注、精算であるため、各学校が県学校 給食会を含む給食納入事業者と売買契約を結んでおります。現在は教育委員会 と給食納入事業者は契約関係にはありませんが、今後、公会計化に伴い、市と 各事業者との契約となります。

次に、平成27年度静岡県行財政改革推進委員会意見書、静岡県学校給食ガイドラインでは、大半の学校等が給食の主食について県学校給食会から購入しているが、価格等比較検討されておらず、競争原理が働いていない。よって価格等比較検討し、納入業者を決定すべきとしているが、本市はどう判断し、どう対応してきたかについてでありますが、現在、副食の冷凍食品等につきましては、一定の仕様により、複数の事業者から価格等の比較を行い選択しており、県学校給食会も比較対象の事業者に該当しております。主食事業者の選定につきましては、大量の米や小麦を安定して確保し、材料の安全管理、複数の加工

工場の管理と調整を担える事業者としては、県学校給食会が最もふさわしいと 認識しているため、比較検討はしておりませんでした。しかしながら、今後は 公会計化に伴い、主食事業者の選定につきましても競争原理の視点も踏まえて 研究してまいります。

次に、公会計化の目的には、給食の原価構成を見える化し、それが真に適正であるか検討することにより、学校給食そのものの在り方を考える基礎データを明確にすることもあると考えるがいかがかについてでありますが、給食の原価構成は、食材料費、人件費、施設整備費、修繕費、その他給食に係る経費であります。今後、公会計化により、各学校で個別に把握していた食材料費が統合されることとなり、学校給食の在り方について考える基礎データになるものと考えております。

次に、原価構成を見える化するためには、公会計化に合わせ、学校給食特別会計を設置すべきと考えるがいかがかについてでありますが、特別会計は、特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に条例で定めることになります。令和元年7月発行の文部科学省にいる学校給食費徴収・管理に関するガイドラインによりますと、公会計化し公会計化している 20 市町は全て一般会計です。特別会計で、現在、県内で公会計化している 20 市町は全て一般会計です。特別会計にいたしますと、特定の歳出を一般会計と区分して経理することになり、特定の事業や資金運用の状況を明確化できますが、事務の合理化等の課題があります。このため、特別会計を採用していた自治体におきまして、一般会計に移行している事例が見られます。公会計化することによって、一般会計におきましても原価構成を見える化することが可能となりますので、特別会計を採用するかにつきまして、今後研究してまいります。

次に、フルコストの明細を明示した上で、今後の学校給食の在り方について、富士市学校給食運営審議会等の場で早急に抜本的な検討を開始すべきではないかについてでありますが、本年7月に、給食費に関すること、給食物資・献立に関すること等、学校給食の運営に関する事項を審議する目的で、公募委員、有識者、保護者代表、学校長代表で構成する学校給食運営審議会を設置いたしました。今後、当審議会におきまして、フルコストの明細を基に、学校給食の在り方について検討を進めてまいります。

私からは以上であります。

〇議長(一条義浩 議員) 市長。

〔市長 小長井義正君 登壇〕

◎市長(小長井義正 君) 私からは、御質問のうち、子育て支援の観点から、学校給食費の値上げ凍結、あるいは第2子以降半額助成等の一部無償化を検討開始する考えはないかについてお答えいたします。

本市では、食材料費のみを給食費として保護者に負担いただいております。また、経済的に支援が必要な要保護、準要保護の家庭には、義務教育を受けるために必要な経費として就学援助を行い、給食費の全額を支援しております。給食費の改定につきましては、昨年度 10 年ぶりに値上げしたところでありますが、家庭への負担につながるものであり、慎重な検討が必要であると認識しております。給食費の一部無償化につきましては、議員御提案の第2子以降のお子さんを半額助成しますと、対象者が約5500人、試算額は年間1億5000万円程度となります。また、仮に全児童生徒に毎月一律500円の助成をした場合につきましては、年間1億円程度となります。このため、財政状況を鑑みますと、継続的な財政支出となることから、実施は難しいものであると考えております。給食費の額につきましては、教育委員会において、子育て支援の観点も踏まえ、今後も検討していくものと認識しております。

以上であります。

### 〇議長(一条義浩 議員) 18番小池議員。

◆18番(小池智明 議員) では、2回目の質問に移っていきます。まず、今日は資料を用意しましたので、資料3をちょっと御説明したいと思います。現状の富士市の学校給食の主食についてですけれども、どういう形で発注して製造して納品されているかというものです。

富士市が学校設置者となって市内の小中学校を設置して、給食を運営しているわけですけれども、主食については、県学校給食会、黄色のところですけれども、ここが、静岡県学校給食パン協同組合と加工委託契約をして、その協働組合に入っている各地の業者が作っていると。それを富士市、あるいは静岡市、富士宮市の学校へと納めているという状況でございます。答弁の中にもありましたけれども、富士市あるいは教育委員会そのものと県学校給食会とは、基本的な委託契約とかはないわけですね。その中で責任分担の在り方とかそういったものはないと。まずここが1つ、私は課題だと思っているのですけれども、今回撤退を決められた業者はA社でございます。富士市内と静岡市の東側の学校にも納品しております。富士市は基本的に自校方式です。静岡市はセンター方式だと。

こういう中で、いろいろお話を伺うと、自校方式は業者にとっては非常に手間をかけてやっていると。センター方式は、もう献立が一緒なわけですから、この日はパンだ、この日は御飯だ、数量は幾つだというのが一遍に決まるので何の手間もかからない。しかし、富士市は自校方式なので、3か月前から具体的な調整作業を、これを誰が行うかということも課題なのですけれども、今回撤退を決めた業者がやっているわけです。30 校の希望、これは米飯、パンの希望回数、あるいは給食の休業日を配慮しながら、製造側の業者のキャパシティーとか、あるいは時間に間に合うような配送ルートを考えて、各学校の米飯とかパンの日を調整して決めていく。これはファクスのやり取りを3か月前から

始めて、30 校と各校3回ずつ。また電話でもいろいろやり取りをして調整して決めていく。業者は30 校の栄養士、あるいは調理員と、ある意味、もう顔が分かるわけですね。そういう中でやり取りしながら決定していく。非常に手間をかけている。これはこの業者が70 年かけてつくってきたノウハウであります。それでいて、私は驚いたのですけれども、県学校給食会から受ける単価は、センター方式の静岡市であっても、富士市の自校方式であっても同じだと、一切違いはないという状況だそうです。

質問の(2)から行きたいのですけれども、4月からのめどが立った、そういう報告を受けたよということで、今、答弁は、選定される事業者の供給規模に応じて各学校の給食献立を調整するなど、県学校給食会と適切に連携してまいりますというのが(2)の答弁だったのですけれども、この調整作業は誰がやるんでしょうか。あるいは、調整作業をやって、今の自校方式に合わせたサービス水準というのはどう確保できるんでしょうか。まずその辺から伺います。

## 〇議長(一条義浩 議員) 教育次長。

◎教育次長(片田等 君) まず、調整は誰がやるのかということでございますが、業者の供給能力に応じてということにつきましては、今実施してくださっている事業者の分量について後任業者がそれを賄うことになりますので、それが米飯とパン両方ございますので、その割合が現状のとおりいくかどうか、それは業者の供給能力に応じて、そのままいけばいいんですけれども、例えば米飯については余力があるけれども、業者によってはパンについては厳しいとか、それは選定されなければ業者の供給能力が分からないものですから、その結果に基づいて、現在の状況と変わらないような形での調整をしていきたいということです。

仮にどちらかが不足するということであるならば、具体的に申し上げますと、現在の米飯とパンの供給の割合でございますけれども、1週間に5日のうち1.5日がパン、3日が米飯、0.5日が麺という割合になっておりますけれども、この割合を確保することを前提に、業者の供給能力に応じてそれが万が一確保できなければ、その割合がちょっと変わってくるかもしれないと。その調整は、我々と、新たに選定される業者、それから県学校給食会、これらの協議の中で進めていくものになるかと思います。

それから次に、サービスの確保についてでございますが、まず本市といたしましては、来年4月から確実に安定供給できることを第1の目標にしております。次の課題としてサービスの確保ということでございますが、業者にいろいろ御尽力いただきまして、本当に子供たちにとって楽しい給食が実現していると思います。それら楽しい給食サービスの通常の確保というものは、極力、来年4月からも実現できるように、我々としても新たな業者と県学校給食会と協議しながら、我々の要望をしっかりと伝えながら、また我々ができることはし

- っかりと汗をかいて、実現していきたいなと考えております。 以上です。
- 〇議長(一条義浩 議員) 18番小池議員。
- ◆18 番(小池智明 議員) ボリュームの件とサービスの件、まだこれからだということですけれども、我々がしっかり汗をかいていきたいということですけれども、その汗をかく部分をこれまでずっと A 社がやってきたわけですね。その汗をかく覚悟が、教育委員会なり県学校給食会にあるのでしょうか。私はそこが一番の肝だと思うけれども、県学校給食会はちょっと分かりませんよ、教育委員会はいかがですか。
- 〇議長(一条義浩 議員) 教育次長。
- ②教育次長(片田等 君) お話にあったとおり、今まで 70 年間支えてくださった事業者のノウハウの蓄積があってこそ、今の水準があろうかと思います。 我々としては、この 70 年間支えてくださったことに本当に感謝申し上げる次第ですが、一方で、少し甘えていたのかなという反省もございます。この辺りは、新たな業者が選定されたときにしっかり話合いをしながら、汗をかくというのは、学校なり教育委員会なりができることをやって、今までの水準を保るように努力するということです。今まで事業者には本当にお世話になるように努力するということです。今まで事業者には本当にお世話になるかと思います。その辺りをしっかりと教育委員会としても認識して、水準が落ちないようにやるべきことはやるということで、そういう覚悟はございます。今後、具体的には、県学校給食会や新たな事業者との打合せとか、どの程度のものがようにいただけるのかを確認した上での話になりますので、そういったことを踏まえて、教育委員会としてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(一条義浩 議員) 18番小池議員。
- ◆18 番(小池智明 議員) 今、教育次長から、甘えていた面があったという話がありました。同時に、それは甘えがあったというふうに捉えることもできるけれども、私は、教育委員会が非常に上から目線というか、県学校給食会を隠れみのに使った、盾に使った、そういう結果ではないのかなと思っています。というのは、この業者がある場所は、市役所から直線距離で 700 メートルです。市役所からも見えます。業者の建物からも市役所が大きく見えます。だけれども、教育委員会は、うちはあなたと契約していません、契約先は県学校給食会です。だけれども、その実、県学校給食会とは基本的な契約もなかった。そういったところに、私は非常にこれまでの不誠実さ——役所に言わせる

と、それは昔からの慣習だったからと言うかもしれませんけれども、同じ市内にある一中小企業ですよね。ここにいる大半、我々こちら側にいる議員はちょっと食べていなかったかもしれないけれども、そちらにいる方はほとんどここの業者のパン、米飯の世代もいるかもしれませんけれども、それで育ってきたわけですね。あまりにも扱いが、遠くに置き過ぎたというか、話をしようと思えば直接いつでも話ができたのに、現場にも足を運ぶことはほとんどなかった。これではやはり信頼関係というのはできなかったのだろうなというのが私の印象です。その辺は考えていただきたいなと思います。

(3)に行きますけれども、県学校給食会を選んでいる理由、これは主食が安定して提供できること、大量にあるからということですよね。安全性の確認ができている、年間契約で価格が安定していて一定の品質が確保されているとありますけれども、お配りした資料の表面の下、資料4を御覧いただけますか。これは1回目の質問でも言いましたけれども、県の行財政改革推進委員会の意見書です。先ほど1回目の質問で言ったのは平成27年度ですが、平成27年度以降、毎年、学校給食を取り上げて、その改革の進捗を県のほうでは調査しています。

これは最新の令和2年3月に出たものです。学校給食についての意見が書いてあります。まず1補助教材及び学校給食に対する総括意見。「当委員会としては、食糧不足の時代に都道府県学校給食会が果たしてきた役割は理解するものであるが、食糧の流通が安定した今日においても食材の供給事業が学校給食会の公益事業とされ、主食について事実上独占的に運営されていることに対しては、たとえそれが全国においてすべからく認められていることであっても、疑問を抱かざるを得ず、本県の問題として捉えるべきである」。ちょっとこで置きますけれども、たとえそれが全国において認められていることといっても、ついこの間、福岡市は、静岡県と同じように学校給食会を切ったわけです。既にそういう動きが全国的に出てきている。

さらに続けます。「このことについて、今回、県教育委員会から示された 『県学校給食会の役割(案)』は、学校給食会の役割を納入業務から切り離 し、調達事務の代行業務に移行するという点において、主食を含む食材供給事 業への民間事業者の自由な参入に向け、現状から一歩踏み込んだ対応であると 考える」。県の教育委員会ではこんな見方をしていると。

右へ行きます。「以上の総括を踏まえて当委員会から県教育委員会に対し、 改めて次の事項を提言するものである」。1から3までは補助教材のことでし たので、学校給食の件は4として、「県教育委員会は、市町における学校給食 の公会計化が計画的かつ円滑に行われるよう、市町教育委員会に対し強力な指 導を行うとともに、必要な助言や支援に努められたい」。これは富士市のほう でも令和5年を目標にやっていくと。

5として、「県教育委員会は、学校等における安全・安心・良質・安価な給食用食材の安定的な調達に寄与するため、公益法人たる静岡県学校給食会が発揮すべき機能や果たすべき役割について、先ほど言いました『県学校給食会の

役割(案)』を軸に、同会とともにいま一度精査検討し、その実現を図られたい」。言っていることは、もう学校給食会の役割は、時代が今になってみると違うんだよという言い方をしています。

さらに、この行財政改革推進委員会の公式な意見書の中に、委員会での主な発言というのがあるんですけれども、委員の方から、子供たちにとっての公益性を考えたときに、学校給食会はなぜ存在し、どんな役割を持っているのだろうかという意見とか、全ての元凶である学校給食会をなくそうから議論が始まった、なくしたらどうか、なくせないならどこに問題があるかをもう一度考えてほしい。非常に厳しい意見が出ているわけです。この委員会をどういう経緯で立ち上げたのかということにもよるんですけれども、給食会そのものがどうなのかなと大きな疑問符がついているわけです。

県内の動きを見ると、これまで富士市と同様、無条件に県学校給食会から主 食を購入していた自治体がここへ来て、今、三島、袋井、御前崎の3市、それ と小山町、4市町については、これはいずれもセンター方式なんですけれど も、もう米飯は県学校給食会から買わないよと。買わないというか、入札で地 元の業者のほうが安かったのか、あるいはいろいろな意味で評価していたと思 うのですけれども、もう地元の民間業者から入れている状況なわけです。そう いう状況の中で、富士市は県学校給食会の存在意義を非常に高く買っているわ けですけれども、私は疑問符がつきます。今回、基本的な契約もない中で、 今、県学校給食会が業者を探してきてくれたわけですよね。これはなぜなの か。公益財団法人だからというのも理由かもしれません。だけれども、うがっ た見方をすると、県学校給食会にとっては、この主食の販売事業というのはす ごく利益が上がるからではないかなと。お客さんを逃したくない。それと、富 士市を失ったら、この動きが全県に波及するとか、いろいろな意味で過渡期に あるんだけれども、給食会のほうとしては、やっぱりこれまでの体制を維持し たいということで頑張ってくれちゃったのかなと。うがった見方ですよ、そう 思っちゃうわけですよ。そうすると、結果として富士市は高い物をつかまされ ているのではないか。ですから、私は、やっぱり条件を明示した上で、民間業 者による入札方式に変えていくべきだと思います。

- (5)に行きますけれども、公会計化に当たっては、原価構成を明確にすべきだということで、これについては基礎データになるものだということで、ぜひ進めていただきたいと思います。
- (6)ですけれども、特別会計の件ですけれども、これについては、特別会計はクエスチョン、疑問だという答弁だったと思います。なお、公会計化することによって、一般会計であっても原価構成を見える化することが可能であるという答弁でした。資料の裏面、資料5を見ていただけますか。千葉市が特別会計を導入しています。千葉市の歳入歳出を款別に整理したんですけれども、千葉市は富士市の4倍の人口ですから、歳入歳出も財政規模は4倍になっていますけれども、特別会計にするから、給食事業収入、この学校給食費も分かる。税負担、繰入金ですね、富士市の場合でいうと11億円、これが見えてきま

す。ただ、一般会計でやると、給食費の歳入の部分は、一般会計の予算書を見てみると雑入で1つ入っているだけなんです。繰入金の部分は、9款教育費の中の学校給食事業費で出てくるだけなんです。その数字を拾えば分かるんだけれども、こうやって歳入歳出を合わせてやると、給食費がどういう割合だ、あるいは市税負担がどのぐらいだというのが一目瞭然なわけですね。そうすると、保護者にとってみれば、下に出てきますけれども、給食費は全部でこれだけかかっていて、給食費で払っているのは食材費だけなんだということがよく分かるし、市民にしてみれば、給食費にこんなに税金をかけていいのかよという議論にもなるだろうし、そこでいろいろな議論をしたり合意を経ていくという、その1つのステップになるかと思います。ですから、私はそういう観点からも、答弁は疑問符だったんですけれども、検討いただきたいなと思います。

質問の(5)の続きなんですけれども、原価構成を示すのは有意義だという答弁だったんですけれども、実は資料6のところで白抜きの(1)現在の原価構成、これは富士市の今のフルコストで示した場合の原価構成です。赤い部分は原材料費ということで、給食費として保護者から頂いている分。青い部分は直接費、これは栄養士、調理師の人件費、施設管理運営費ということで、これを公会計にした場合、ここが上の千葉市のほうでいうと3の繰入金として出てくる部分です。さらに間接費、その他というのは予算書上には出てこないものなのですが、間接経費ということで教育委員会の人件費、管理費等を入れていくと、全部でとにかく874円になるよと。内訳は、左側に行くと、主食が64円、牛乳54円、おかず221円、これは保護者から頂いているお金です。調理だとか何かにかかる直接のお金は334円、間接費は180円、その他の減価償却費等が21円という内訳になっているわけです。これをやはりこういう形で示した上で、どこをこれから減らしていけるのかなと。あるいは、場合によってはもっと充実させなければいけないのかなという議論を、こういう形でやっていかないといけないのではないかと思っています。

例えば、今、主食 64 円です。僕もこれを見てびっくりしたんだけれども、パンや御飯は 1 食分 64 円で商品が富士市に入ってきて県学校給食会から買っているわけです。だけれども、これから県学校給食会を外して民間に入ってもらったら、その下の(2)のところですね、いろいろそういうやり方を考えたら、5 円安くなるかもしれない、59 円になるかもしれない、その5 円分をおかずに回すこともできるかもしれない。あるいは直接費の部分をもっと工夫して、これを小さくすることもできないかなと。

今、富士市は334円かかっていますけれども、ネット上にフルコストを計算しているのは、群馬県太田市の例が出ているのですが、太田市は、この直接費が、ざっと平均すると250円なんです。この辺りは教育次長にも資料として見ていただいたと思うけれども、太田市はどういう工夫なり理由で250円くらいにできているんでしょうか。

〇議長(一条義浩 議員) 教育次長。

◎教育次長(片田等 君) 先般、議員から太田市のお話をいただきまして、確認をいたしました。やはり富士市と比べるとコストがとても安い印象でございます。中を見てみますと、一番大きなところは、間接費のところであったかと思います。間接費、一般管理業務費が極端に我々よりも低い、桁が違うぐらいに低いんです。一般管理業務費というのは、例えば富士市の場合には、全庁的にかかる、人事だとか財政だとか行政経営だとか、そういう全体的にかかるものを給食業務に充てた場合に、それらを割合等で換算した中で、どういった形で経費に充てるかという形の経費なんですけれども、この考え方が恐らく違うと思うんです。太田市の場合は極端に少ないということなので、かなり限定的に捉えているのかなという印象です。

あとは直接経費といたしましては、人件費などもかなり少ないのかなと。太田市の資料を見ますと、学校は校数としては富士市と同じ 43 校あるんですが、公開されている議員からお示しいただいた資料については3 校の分しか出ていませんので、全体の部分についてはどういう状況か分かりませんが、その中のうちの 1 校につきましては、人件費は調理部門について委託をしているということで、その人件費の部分についても、我々よりも極端に低いという状況になっています。それが直接経費という形でございます。

そのほかにも、太田市と我々富士市を単純に比較できないところがありまして、施設整備費としてどれだけ施設にお金がかかっているのか、それによって減価償却なども大きく変わってきます。ですから、それぞれの比較する条件というものが、太田市と富士市とは違っている。また、経費の捉え方も太田市と富士市は違っている。ですから単純な試算はできないのかなと思っています。やはりそれぞれ市独自の考え方によって給食というものは運営されておりますので、富士市もその部分においてはしっかりやっているのかなと考えております。

以上です

## 〇議長(一条義浩 議員) 18番小池議員。

◆18 番(小池智明 議員) 一番違うのは間接費の考え方だということでしたけれども、私もその部分は非常に違うなと思ったんですけれども、ただ、教育次長がその後で話をした直接費の部分ですよね、青いところ、これは人件費がほとんどです。これが富士市は334円なんだけれども、太田市は、その3校だけだけれども、太田市も自校方式で250円。80円安いんですよね。いろいろなやり方、詳しいことは分かりませんけれども、であるならば、例えば私が勝手にですけれども、この直接費の分を50円減らせば、(2)のところですけれども、給食費が同じであっても、今の874円が824円でできるだろうと。あるいは、これは質問の(8)にも関係するんですけれども、(3) −1のようにもし全体が824円でできるのであれば、今富士市が税金を充てている535円をその中へ入れるとしたら、保護者から頂いている部分を50円減らすことができる

のではないか。

あるいは一番下の(3) - 2 絵は、いや、もっと頑張るというか、市民が、子育てに必要だからやっぱり支援しよう、税を使っていいよということであれば、今よりも 50 円多い税負担で 585 円。今は 535 円の負担ですけれども、税負担を 50 円増やしてもいいのではないか、そういう政策的な判断というか、議論ができるのではないかなと思います。そういうことをしっかりと開かれた場で議論していくことがこれから重要だと思っています。

先ほど審議会で議論していくという話でした。審議会は今年7月に立ち上がったばかりでこれからなんですけれども、ただ、私は今回の問題を振り返った中で、審議会だけでは議論ができないのではないかと。審議会のメンバーを見ますと、PTAとか公募の方、いろいろな方がいるけれども、今回露呈した一番の問題というのは、富士市が現場のことをあまりにもつかんでいなかったと。富士市の給食はどういうふうに作られているのか、作っている人たちはさいう課題なり思いを持ってやっているのか、その辺の気持ち、あるいは仕組み、課題を把握できていなかったんだなと。であるなら、私は、審議会の下に学校、PTA――学校というのは直接給食を扱うところです、PTAは給食を扱うところです――それと今回課題になった主食の業者、副食の納入業者を払うところです――それと今回課題になった主食の業者、副食の納入業者、それと役所、行政という給食に直接関わる専門的な立場の人たちが同等の立場で随時連絡協議する専門家部会を設置すべきではないかと思います。

さっきも言ったように、僅か 700 メートルしか離れていません。それが県学校給食会を通さないと話ができない。そのコミュニケーションの悪さが、今回の結果に結びついているのではないかと思います。そういう専門家部会で様々な議論をして、その上で新しい仕組みをつくり、審議会で議論し、公会計化も含め、令和5年、2023 年から新しい形の学校給食富士市モデル 2023 を練り上げてスタートするべきだと思います。今言ったような基礎となる専門家部会が必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

#### 〇議長(一条義浩 議員) 教育次長。

◎教育次長(片田等 君) 今回のコロナ禍においての給食の在り方というのは、様々に御指摘いただいているように、いろいろな問題、課題が出てきたと思います。これは公会計化という大きな目的があるわけですけれども、それらが一つの契機にということもございます。御指摘のとおり、かなりいろいる課題があるということなので、審議会だけというよりも、それぞれの分野の専門的知見を持った方々が入られている専門部会を設置することによって、より有効な議論というんでしょうか、深い議論、また、将来的に給食のあるべき姿について深く検討できると思いますので、今御指摘いただいた専門部会の設置というものにつきましては、設置する方向で前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

### 〇議長(一条義浩 議員) 18番小池議員。

◆18番(小池智明 議員) 前向きに検討という答弁もありましたけれども、私は、新しい業者が決まったらすぐに年度内に、来年4月からじゃなくて、年度内に立ち上げるべきだと思います。専門家部会の準備会で結構です。そうしないと今回の二の舞になると思います。新しい業者は細かい条件が分からない、富士市の仕組みも分からない、入ってきて、いや、こんなはずじゃなかった、そうなると思いますよ。ですから、そうならないように、年度内に参入業者が決まったらすぐに入ってもらって、立ち上げる必要があると思います。

最後に市長に伺いたいと思います。私は、今回考えてみると、これまで内外からいろいろ評価されてきた富士市の学校給食、自校方式の給食だけれども、これはある意味、砂上の楼閣だったのではないかなと。役所の中で、こうしよう、ああしよう、県学校給食会に任せておけば大丈夫だ。結果、それが1つの業者が抜けることでこうなってしまったと。そうした意味では、これから、公会計化もそうですけれども、少し解体的な見直しというのをしないといけないかと思います。そうなると、非常に労力なりエネルギーが要ると思います。当初申し上げましたように、学校給食の責任者は最終的には学校設置者である市長です。そういう市長の立場から、これからの学校給食の維持、そして給食改革に向けた考えを最後に伺いたいと思います。

#### 〇議長(一条義浩 議員) 市長。

◎市長(小長井義正 君) 今回、米飯、パンの供給をいただいた事業者が撤 退ということで、私も大変大きな衝撃も受けたわけでございます。70年間とい う長きにわたって本市の給食を支えてこられたと言っても過言ではないと思っ ているものですから、長年にわたる御功績については改めて感謝を申し上げた いと思うところでございますが、我々として反省すべき点は、我々として維持 してきた自校直営方式、これが実はそういった業者によって支えられてきて初 めて成り立ってきたということではないかということでございます。したがっ て、今後、基本的には自校方式を維持していくべきだと私は考えておりますの で、維持していく上では、今回のこのことをしっかりと受け止めて、解決すべ き課題につきましては、皆さん方からの御意見をしっかりと受け止めながら、 真摯に解決に向けて進めていくことが大変重要ではないかと思っているところ でありますので、解体的という議員の御指摘ですけれども、まずはゼロベース に、また原点に戻って、この自校方式を今後いかに維持していくのか、このこ とをしっかりと検討して突き詰めていきながら、来年度に向けて準備をしっか りと怠りなく進めてまいりたいと考えているところでありますので、よろしく お願いします。

〇議長(一条義浩 議員) 18番小池議員。

◆18番(小池智明 議員) 市長からそういう答弁をいただいて、精いっぱい やっていただきたいんですが、市長は自校方式が基本だというお話でしたけれ ども、私は、ゼロベースで見直すんだったら、少し長期的に考えた中で、自校 方式そのものもゼロベースで考えるべきではないかと思っておりますというこ とを申し上げて、質問を終わります。